

広島県告示第七十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
砂原A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

廿日市市		市・区			
宮内		六本松一丁目	町		
			大字		
玉野井	六本松		字		
四五三五番五	九一〇番七地先里道敷	九一〇番一	四五三五番二	地 番	
標柱五号	標柱四号	標柱二号及び 三号	標柱一号	標柱番号	